

## 平成23年度第18回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成24年3月5日（月）15時43分開会

場所 第1会議室

出席者 14名

山本学長，和田理事（総務・財務担当副学長），大矢理事（教育担当副学長），奥田副学長，鈴木評議員（言語センター長），穴沢評議員（国際交流センター長），横田評議員（経済学科長），金評議員（商学科長），中村（隆）評議員（社会情報学科長），上野評議員（一般教育系学科主任），小田評議員（現代商学専攻長），中村（健）評議員（経済学科准教授），佐古田評議員（企業法学科教授），加地評議員（社会情報学科教授）

公欠者 7名

李評議員（ビジネス創造センター長），平沢評議員（情報処理センター長），片桐評議員（企業法学科長），近藤評議員（アントレプレナーシップ専攻長），中浜評議員（商学科教授），岡部評議員（一般教育等教授），高橋（純）評議員（言語センター教授）

欠席者 1名

齋藤評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

議事に先立ち，事前に配付している前回（2月15日）開催の平成23年度第17回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

### 審議事項

#### 1. 国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程の制定について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程（案）について，本日開催の学部・大学院合同教授会において，同規程（案）の第2条第5号について再検討するという条件を附した上で原案が得られているので，本評議会において審議願いたい旨，提案がなされた。

続いて，審議が行われ，同様の条件を附した上で，承認された。

承認後，山本学長から，規程（案）の第2条第5号の検討結果については，次回以降の本会議において報告することにしたい旨，説明がなされた。

#### 2. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

山本学長から，小樽商科大学学則の一部改正（案）について，本日開催の学部教授会において原案が得られたので，本評議会において審議願いたい旨，提案がなされた。

続いて，審議が行われ，原案どおり承認された。

承認後，山本学長から，学則の一部改正については，平成24年4月1日付けで施行する旨，説明がなされた。

#### 3. 理事（非常勤）の任命について

山本学長から，理事（非常勤）の任命について，提案がなされた。

#### 【山本学長提案要旨】

・現理事（非常勤）の中村 典雄氏の任期が，平成24年3月31日で満了することに伴

- い、本学組織・運営規程第5条第2項に基づき、次期理事（非常勤）を任命するものである。
- ・次期理事（非常勤）として、海老名 誠氏を任命することを提案する。
  - ・海老名氏におかれては、本学を卒業後、富士銀行に入行され、豊富な海外勤務を経た後にみずほ総合研究所理事を勤める等の経歴を持ち、経営に精通されている。そして、平成16年10月に本学のCBCセンター教授として着任し、昨年3月まで勤務され、その後も精力的に活動され、次期理事（非常勤）として、適任である。
  - ・次期理事（非常勤）の事務担当については、本年1月11日開催の学部・大学院合同教授会及び同日開催の教育研究評議会において、本学理事の事務担当に関する規程の一部改正が承認されているところであるが、同規程第1条第1項第3号に規定されている事務、社会連携に関すること（緑丘会との連携協力、募金活動、就職支援等）を担当していただく。
  - ・任期については、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間となる。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

#### 4. 学科長及び学科主任の承認について

山本学長から、学科長及び学科主任の承認について、提案がなされた。

##### 【山本学長提案要旨】

現学科長及び学科主任の任期が、平成24年3月31日で満了することに伴い、本日開催の学部教授会において、次期学科長及び学科主任の候補者が選出されたので、小樽商科大学組織・運営規程第13条第5項第11号の規定に基づき、承認願いたい。

なお、任期については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間となる。

経済学科長	寺坂 崇宏 教授
商学科長	プラート・カロラス 教授
企業法学科長	多木 誠一郎 教授
社会情報学科長	持田 泰昭 教授
一般教育系学科主任	岡部 善平 教授

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

#### 5. 教員の割愛について

山本学長から、保健管理センター 菅原 照夫 教授について、平成24年4月1日付けで、札幌市技術職員（医師）病院局市立札幌病院産婦人科副部長に採用したい旨依頼があったので、審議願いたい旨、提案がなされた。

また、本件については、平成24年2月17日に保健管理センター所長の了承を得ている旨、補足説明がなされた。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、次回（3月9日）開催予定の学部・大学院合同教授会で、報告する旨、説明がなされた。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

## 【意見交換等の主な内容】

- ・保健管理センター所属の教員を巡る件について、議論の経緯等を教示願いたい。
- ・現在の保健管理センターには医師免許を持っている教員がいるが、診療業務等を拒否しているため、保健管理センターには診療所としての機能がないといえる。本来であれば、医師免許を持っている教員に、保健管理センター所長に就任してもらいたいと考えている。現在は、教育担当副学長が所長を兼務しているが、将来的にはセンターの医師になることを条件とする採用人事を計画したいと考えている。
- ・次のセンター所属教員の採用人事については、前回と同様に関係大学に協力を要請するのか。
- ・現在の医師確保が困難という状況の中、関係大学に特定候補者の推薦を依頼することも考えられるが、必ずしも望ましい結果が得られるとは限らないので、センター所属教員の採用人事については、慎重に検討していきたい。
- ・今回の割愛の経緯について、教示願いたい。
- ・臨床の現場に戻りたいという本人の意志が尊重されている。
- ・センター所属教員の採用人事については、職務内容の整理も含め、時間をかけて検討願いたい。また、選考の経過等についても、構成員に対して分かるようにしていただきたい。
- ・2年前の保健管理センター所長の選出の際には、異常事態に対処するため、保健管理センター規程に附則を設けて、学長が指名する副学長を充てること出来たようにしたという経緯がある。その後、学生委員会にて、保健管理センターの在り方等について、検討を行ってきた。やはり、保健管理センターには、医師を配置して、診療所として登録することが望ましいと思う。現行のセンター規程では、学部・大学院合同教授会において学内の教授又は准教授から、所長を選出することになっているが、保健管理センターを診療所として位置付けるためには、所長の選出方法を含めて、規程そのものの見直しが必要となる。
- ・保健管理センターに関する事項については、学生委員会を中心に検討を行ってきたが、センターそのものは、本学の教職員の健康管理に関することも取り扱っており、大学全体に関わることでもあるので、今後は学生委員会から切り離して、検討することにしたい。

## 報 告 事 項

### 1. 経営協議会委員の委嘱について

山本学長から、経営協議会委員の委嘱について、報告資料1に基づき、報告がなされた。

#### 【山本学長報告要旨】

- ・現経営協議会委員については、任期が平成24年3月31日で満了することに伴い、委員候補者を指名し、それぞれ本人から同意を得たので、次期経営協議会委員として、委嘱することを報告するものである。
- ・次期経営協議会の学外委員5名については、次のとおりである。
  - 鎌田 力 氏（再任）  
現職：小樽信用金庫特別顧問
  - 齊藤 慎二 氏（再任）  
現職：社団法人緑丘会理事長
  - 榊原 清則 氏（再任）  
現職：法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授  
本学非常勤講師

斎田 義孝 氏（新任）

現職：株式会社サイダ代表取締役

小樽商工会議所副会頭

舟本 秀男 氏（新任）

現職：株式会社財界さっぽろ代表取締役社長

元日本NCR株式会社取締役EC／関連企業担当

元舟本流通研究室代表

・学長指名の2名の学内委員については、次のとおりである。

奥田 和重 副学長（再任）

江口 修 言語センター教授（新任）

・委員の任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間となる。

#### 次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、3月9日（金）に開催する予定である。

以 上